

氏名	小畑 紘一
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博 甲 第 7511 号
学位授与年月日	平成 27 年 7 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	柱松の研究

主査	筑波大学 教授	博士（文学）	古家 信平
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	徳丸 亜木
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	浪川 健治
副査	筑波大学 教授	博士（宗教学）	津城 寛文

## 論文の要旨

本論文は柱松に関して、民俗社会における意義、修験道儀礼との関連、祭礼の宗教的側面に関して、全国に分布する事例の集成を基礎にした分析と、特定の地域社会の民俗誌的検討からなる論考である。

序章では本論文の背景、研究対象、方法について述べる。柱松の柱が神霊を案内する道具であるとする柳田国男、火に修験の意味を見出し、その重要性を強調した和歌森太郎、修験の峯入り儀礼の一部とした五来重の見解を検討し、全国の事例の集成と類型の比較検討が必要であり、地域社会における様々な事象との関わりで総合的にとらえなおすことを提起する。

第 I 部「柱松」では、2008 年から 2014 年にかけての現地調査と文献調査により明らかになった現行の 99 か所と、過去に実施された記録とあわせた 296 事例を分析する。

第 1 章「柱松の諸相」では、まず 296 事例の分布が 19 府県に限られ、件数では本州および九州の太平洋側に集中しており、全県に分布しているのは山口県のみで、富士川流域や熊野川流域のように遍在することが明らかにされる。川の流域に集中する事例では、水難者供養や筏師の安全祈願を目的としたことから盛んになったこと、丹波・若狭地方に集中するのは愛宕神社系の里修験の活躍によることが推測される。約 68 パーセントの事例が河原、川辺、海辺などの水辺で実施されるのは、この世とあの世の境である水辺に、両者を結ぶ柱が立てられ、供養の祭りが営まれるためであるとし、全体の 53 パーセントは盆の時期に、24 パーセントが地藏盆の時期に行われることを指摘する。多くの先行研究では柱松と修験の関係が強調されているが、こうした盆時期の祭りには鑽り火や点火の遅速を競う験競べといった修験の要素は見られず伝承もないことから、修験の関与説にはさらに検証が必要であると指摘する。

祭りの目的は集落全体の安全や豊作の祈願であり、これを公共のための祈願とし、一方、祭りの参加者は家内安全や個人的、現世利益的な希望を持っており、これを私のための目的とする。公共の目的として年占、盆供養、犠牲者の鎮魂、虫送り、疫病除け、豊作祈願、収穫感謝など 18 にまとめ、私のための目的として、柱に取り付けられていた綱、尾花、御幣、人形などに霊力を認め、家に持ち帰って厄払い、虫除け、疫病除けな

ど霊力の恩恵に浴しようとする事とする。後者は第2章でさらに展開される。

第2章「諸相の分析」では、柱松が分布する府県ごとに特徴をまとめる。富士川流域の行事を広めたのは近に本山を持つ日蓮宗をはじめとする僧侶であったと推測され、水難者の鎮魂を目的としていたこと、愛宕系柱松が丹波、若狭地域に限定され行屋堂が確認されることから、里修験の活動の結果であると推測されること、山口県では42か所で行われ、今日では10か所に減少しているが、愛媛県の柱松に影響を与えており、大分県を含む瀬戸内海を挟んだこの地域に同種の文化が分布していたことを推測する。大分県は柱松が最も多く行われてきた地域で、岡藩主が始め、盆の迎え火、送り火として行われ、新盆供養の性格が強いこと、宮崎県南部から鹿児島県にかけての柱松は八月十五夜に行われ収穫感謝を目的とするほかに、村人に危害を加えた大蛇の口に松明を投げ込み呪文を唱えて退治したという故事にちなみ、大蛇退治の様子を再現していること、柱松の後に綱引きを行うことが特徴とされる。これらをまとめて、同じ祭りの形式で行う地域は同質の生業を行っていることと関連付けられ、それは柱松が地域の生活に密接に結びついていることを示しているとする。松明投げ点火方式の柱松が全体の85パーセントを占めており、祭りの規模にかかわらず水辺で行われ、その目的は集落の人々にとっては盆供養と厄除けに集約でき、祖霊や無縁仏の送迎の場、厄を払う場としての水場が選択されたと述べる。

柱松の時期については、8月に全体の80パーセント、7月に12パーセントであり、鑽り火による柱松は7月に集中している。柱松と小正月のどんど焼きを対比してとらえると、この時期の柱松は直接点火方式をとっておらず、年神祭りの終結を示すどんど焼きと対応しないことから、一年両分性原理を適用するには難があると指摘する。

また、柱がもともとの自然の木材から聖なる柱であると人々によって認識されるためには、一定の儀礼を経なければならぬことを具体的な事例から明らかにした。そうした操作を経ることによって、人々は柱に天と地を結び付ける力を認め、死者の霊を招き、送り返し、あるいは神の意志を知る年占を行い、人々の祈願を神に伝えることができる。公共のための目的は祭場から神がいなくなるとともに霊力は消滅するが、私のための目的に応じる霊力は各自の家に持ち帰った尾花、綱、御幣、人形を通して長く威力が発揮されると述べる。

第3章「柱松の類型と特徴」では、松明投げ点火方式、直接点火方式、鑽り火点火方式、無点火方式の4つに類型化し、柱松の特徴を論じる。松明投げ点火方式は14府県で行われ全体の85パーセントを占めており、多くが水場近くで行われ、材料集め、柱の組み立て、点火、後始末までを中学生までの子供が手掛けていた。子供は神霊に近い存在であり、神と人の中間に位置し松明を投げることにより霊の行き来を司る、神のよしみとしての行為とみなされる。直接点火方式は4か所のみで行われ、子供は関与せず、柱を3本立てる事例では早稲、中稲、晩稲とみため火勢で稲の豊凶を占うほか、修験の影響を受けて験競べが行われるところもあり、個々に性格の違いを見せながら孤立して行われている。鑽り火点火方式は6か所で行われ、すべて寺社の境内で修験の儀礼を踏襲し祈願する。無点火方式は瀬戸内海の周防灘、伊予灘を囲む地域に分布し、柱松が神楽の一演目として演じられ、予祝を目的として春に行われる。

第II部「小菅の柱松」では長野県飯山市瑞穂小菅での現地調査と文献により作成された民俗誌を示し、特定の地域社会における柱松の意義を論じる。

第1章「集落の空間」では、小菅が平安時代に元隆寺と称する修験寺院の集落として形成され、安土桃山時代末期の領主の移封により宗教都市としては崩壊したが、その跡地に近郊の農民や武士が移り住み、現在に至っていることを史料により明らかにした。今日の碁盤の目状の集落空間は、中世期の絵図の中の寺院を民家に置き換えればそのまま現在の集落が出現するかのようである。江戸時代には集落に小菅神社神主支配の里社と、元隆寺別当大聖院支配の奥社があり、一年に一回両者が共同して祭りを行ったのが今日の柱松につながってくる。

第2章「柱松の儀礼と意義」では、柱松の特徴を次のようにまとめる。第1に神仏分離によって大聖院は廃寺になったが、二祭神の合同祭祀という形態は踏襲されており、奥社で参籠し神のよりましとなった男児2名が山の神とともに降臨し、里社の神の霊力も得て、祭場の2本の柱に登り、火を鑽り出して点火し、柱の上に置かれた尾花への着火の遅速を争い年占をする。第2に近世初期に農民主体の村になったことから、祭りが鑽り火という修験の験競べの儀礼を行うが、目的は農民の作物占いであり、修験道の祭りを形式的にしつつ、実質は農民のための祭りとなっている。第3に、2本の柱、2名の松神子によって表現される里社と奥社の対立は最終的に解消され、村の安寧祈願という一つの目的に集約される。第4に点火された後の尾花を奪い合い田畑に立てると虫除けになるということから、一定の儀礼を経てよりましとなった松神子の鑽り出した火によって炙られた尾花は聖なるものに転化したとみなされ、私の利益のために神の加護を受けようとする私的な行為である。

終章では、先行研究では鑽り火点火方式でのみ行われる点火の遅速を争うことが他の方式にもみられるとするなどの誤謬が放置されてきたことなどを指摘し、本研究で集成された事例と比定して検証する必要があるとし、分布の偏りに関しても解明が望まれるとし、今後の課題を述べる。

## 審査の要旨

### 1 批評

柱松の祭礼において見られる松明が投げられ火が付いた瞬間の見物人の感嘆、柱が倒れるや尾花や御幣を争って求める祭りの暴力、快楽といった個人的な感情の発露を、この論文では細かいところまですくいあげ、祭りの多面的な検討を試みている。丹念な現地調査のデータは、急速に変貌を遂げる今日の柱松祭礼の記録として貴重であり、現場に向き合う姿勢として学ぶべきものがある。自然の造形に一定の操作を行うことによって聖なるものに転化し、公の祈願とは別の個人的利益を求めるという指摘も、現場の観察の上に成り立つ提言である。前近代にさかのぼると現在の行政区画でなく、郡を単位としたまとまりを考慮すべきことや、小菅の成立期とする17世紀中ごろは本百姓が生まれ祭礼へのかかわり方も変わってくる時期であり、祭りと経済活動が重なっていたことを含め、複合的にとらえることが望まれる。柱が中心にあり、天と地を結ぶという分析は地域の世界観の全体理解からさらに検討ができるであろう。将来に向けたいくつかの課題を残しているが、この研究が公刊されることによって柱松の共通理解が得られ、学界に寄与するところは非常に大きいといえる。

### 2 最終試験

平成27年5月25日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

### 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。